

食物アレルギー症状の発症事例等報告書作成要領

1 報告の対象

(1) 対象とする学校

公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とする。ただし、さいたま市を除く。

(2) 報告事例の範囲

次のア～ウに該当する事例を報告対象とする。

ア 学校給食で提供された食品に起因して食物アレルギー症状を発症した事例

イ 学校給食で提供された食品中に食物アレルギーを発症する原因食品が含まれていて、摂食したが、食物アレルギー症状を呈しなかった事例

ウ 学校給食以外のすべての教育活動において何らかの原因により食物アレルギー症状が発症した事例

※「すべての教育活動」とは。

学校管理下で行われるすべての教育活動。放課後等の自主活動は含まない。

2 報告様式

(1) 様式1（学校給食）「学校給食で誤食のあった事例報告」・「学校給食が原因で食物アレルギー症状が発症した事例報告」

1 (2) ア及びイの事例報告を行う。

(2) 様式2（学校給食以外）「学校において食物アレルギー症状が発症した事例報告（学校給食が原因ではない場合）」

1 (2) ウの事例報告を行う。

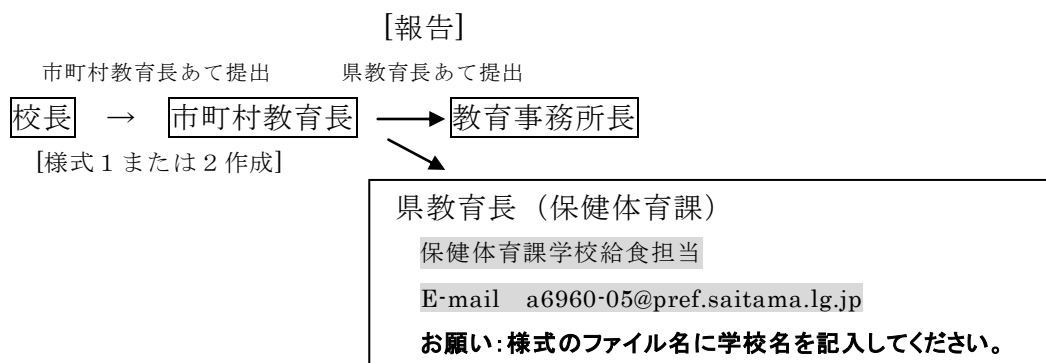
3 報告について

(1) **提出時期** **発症事例又は誤食事例があった後、出来るだけ速やかに報告**

(2) 提出形態 電子データで提出（鑑文などは不要）

(3) 報告経路

ア 市町村教育委員会の場合



イ 県立学校の場合

学校において様式1または2を作成し、県教育長（保健体育課）あて報告する。

送付先アドレス：a6960-05@pref.saitama.lg.jp

4 報告作成の留意点

事例は、できるだけ詳細に記入をする。様式中に記載しきれない場合は、任意様式に記入の上、添付する。

5 アレルギー症状について

様式1「6」及び様式2「6」の発生した症状の判断については、次のとおりとする。

アレルギー症状

全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんましん
- ・赤くなる

呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・犬がほえるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー

粘膜（顔面・目・口・鼻）の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気、おう吐
- ・下痢

◇「アレルギー症状が現れた」と回答する基準

上記のアレルギー症状のうち、「皮膚の症状」「顔面・目・口・鼻の症状」が観察されたが、比較的軽い（本人が容易にがまんできる程度）程度だった場合。

◇「アナフィラキシー症状が現れた」と回答する基準

上記のアレルギー症状のうち、「皮膚の症状（1つ以上）」または「顔面・目・口・鼻の症状（1つ以上）」があり、さらにわずかであっても「消化器の症状（1つ以上）」または「呼吸器の症状（1つ以上）」があった場合。

【確認ポイント】

皮膚・粘膜・消化器・呼吸器の様々な症状が複数出現し、症状がどんどん進行して
くる状態。なお、医療機関に受診をして医師に診断を受けた場合は、診断結果を優先
する。

◇「アナフィラキシーショック症状が現れた」と回答する基準

上記のアレルギー症状のうち、「全身の症状」「呼吸器の症状」「消化器の症状（ただし、持続する強い腹痛、繰り返すおう吐、下痢の場合）」が1つでもあった場合。

【確認ポイント】

ぐったり、意識がもうろうとしている、呼びかけに反応しない、顔色が悪い状態。
なお、医療機関に受診をして医師に診断を受けた場合は、診断結果を優先する。